

入札説明書

この入札説明書は、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団が発注する契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 業務委託内容

- (1) 件名　社会福祉法人岩手県社会福祉事業団中山の園ボイラー運転管理業務
- (2) 仕様等　ボイラー運転管理業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間　令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）
- (4) 履行場所　中山の園（岩手県二戸郡一戸町中山字軽井沢139-1）

2 入札参加者資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 常に当該事業の実施内容について、管理、監督できること。
- (2) 業務内容に協議事項が発生した場合、迅速に対応可能であること。
- (3) 当該事業についてボイラー等運転操作の資格及び実施能力を有していること。
- (4) 過去2年間に国、地方公共団体（社会福祉法人岩手県社会福祉事業団を含む）、他の社会福祉法人若しくは医療法人と種類及び規模を同じくするか、又はそれ以上の業務を請け負い、そのすべてについて、誠実に履行していること。
- (5) 入札日において岩手県から指名停止措置を受けていないもの。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者又は申し立てがなされている者（再生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団でないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、入札参加申込書を令和8年2月3日（火）午後5時までに13(2)の場所に提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。
- (2) 入札参加者は入札日の前日までの間において提出した書類等に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 審査結果は、令和8年2月6日（金）午後5時までにFAX送信により通知する。

4 入札の方法等

- (1) 1 (1)の件名で消費税を含まない金額により入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額をもって落札価格とする。
- (2) 入札書を直接提出する場合は、5 (1)の日時に5 (2)の場所に持参すること。
- (3) 入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、令和8年2月16日（月）午後5時までに13 (2)の場所に必着のこと。

また、封書は二重封筒とし、入札書を中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあっては商号または名称）

イ 「社会福祉法人岩手県社会福祉事業団中山の園ボイラー運転管理業務委託の入札書在中」なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

- (4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書き換え、引き換え又は撤回することができない。

- (5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日 時

令和8年2月20日（金）午後3時30分

- (2) 場 所

岩手県二戸郡一戸町中山字軽井沢 139-1

岩手県社会福祉事業団中山の園 管理棟2階大会議室

6 入札保証金

次の各号の一つに該当する場合は免除する。

なお、各号に係る入札保証金免除申請書及び関係書類は、入札開始前までに提出すること。

- (1) 保険会社との間に社会福祉法人岩手県社会福祉事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結しており、契約締結を証する書面を提出した場合。
- (2) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により岩手県知事が定める資格を有しており、それを証する書面を提出した場合。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められている事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名、押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団中山の園で示す書式により次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号または名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 宛先は「社会福祉法人岩手県社会福祉事業団中山の園 所長 佐々木和哉」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 件名

9 落札者の決定方法

- (1) 本件に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であつて、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団会計規則第72条（令和7年11月11日規則第1号）により定める一般競争入札に関する細則第4条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に關係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加

者又はその代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者に限る。
- (3) 入札執行回数は3回を限度とし、この限度内において落札者がない場合は、入札を打ち切ることとする。

12 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
 - ア 落札者が保険会社との間に岩手県社会福祉事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出した時。
 - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体等と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを2件分以上提出したとき。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県社会福祉事業団に帰属する。
- (4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ア 名 称 岩手県社会福祉事業団中山の園
 - イ 所在地 〒028-5133 岩手県二戸郡一戸町中山字軽井沢 139-1
 - ウ 電話番号 0195-35-2121
 - エ FAX番号 0195-35-2126
- (3) 仕様書に関する照会先
岩手県社会福祉事業団中山の園総務部 担当 八島久佐子